

# ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種を受けるに当たっての説明

保護者の方へ：必ずお読みください。

これまで、お子様の予防接種の実施に当たっては、保護者の同伴が必要となっていました。13歳以上(中学1年生～高校1年生)の方へのヒトパピローマウイルス感染症の予防接種については、保護者がこの説明書を読み、理解し、納得してお子様へ予防接種を受けさせることを希望する場合に、別紙予診票(同意書)に自ら署名することによって、保護者の同伴がなくてもお子様は予防接種を受けることができるようになりました。接種させることを判断する際には、疑問等があれば、あらかじめ、かかりつけ医や久留米市保健所保健予防課(0942-30-9730)に確認して、十分納得したうえで、接種させることを決めてから予診票に署名をして下さい。

## 1 子宮頸がんヒトパピローマウイルス(HPV)について

- 子宮頸がんは、子宮頸部(子宮の入り口)にできるがんで、20～30代で急増し、日本では年間約 15,000 人の女性が発症していると報告されています。
- ヒトパピローマウイルス(HPV)は子宮頸がんなどの原因となるHPV16、18 型などの「高リスク型」と、尖圭コンジローマ等の原因となるHPV6、11 型などの「低リスク型」に分類されます。
- HPV「高リスク型」には 15 種類ほどのタイプがあり、中でもHPV16、18 型は子宮頸がんから多くみつけるタイプです。子宮頸がんを発症した日本人の約 65%からこの 2 種類のHPVがみつかっています。
- HPVは特別な人だけが感染するのではなく、多くの女性が一生のうちに一度は感染するごくありふれたウイルスです。感染しても多くの場合、ウイルスは自然に排除されますが、HPV「高リスク型」は、感染した状態が長い間続くと、子宮頸がんを発症することがあります。

## 2 予防接種の効果と接種スケジュール及び副反応について

	2価(サーバリックス)	4価(ガーダシル)
予防効果	<p>高リスク型 HPV 16型 18型</p> <p>(扁平上皮細胞がん、腺がん及びその前がん病変)</p>	<p>高リスク型 HPV 16型 18型</p> <p>(扁平上皮細胞がん、腺がん及びその前がん病変)</p> <p>低リスク型 HPV 6型 11型</p> <p>(外陰上皮内腫瘍、膣上皮内腫瘍及び尖圭コンジローマ)</p>
接種スケジュール	<p>1回目 2回目 3回目</p> <p>0か月 1か月 6か月</p> <p>上記間隔で接種できない場合は、2回目の接種は1回目接種から1～2月半の間、3回目の接種は1回目接種から5～12月の間に接種することができます。</p>	<p>1回目 2回目 3回目</p> <p>0か月 2か月 6か月</p> <p>上記間隔で接種できない場合は、2回目の接種は1回目接種から少なくとも1月以上、3回目の接種は2回目接種から少なくとも3月以上の間隔をおいて接種することができます。</p>

ワクチンの中には、何種類かのヒトパピローマウイルス(HPV)のウイルス成分が含まれており、予防接種を受けたお子様は、これらに対する免疫を獲得することができます。体内に免疫ができると、HPV にかかることを防ぐことができます。

ただし、予防接種により、軽い副反応がみられることがあります。また、極めて稀ですが、重い副反応がおこることがあります。予防接種後にみられる反応としては、下記のとおりです。

#### ヒトパピローマウイルスワクチンの主な副反応

主な副反応は、発熱や、局所反応(疼痛、発赤、腫脹)です。また、ワクチン接種後に注射による痛みや心因性の反応等による失神があらわれることがあります。失神による転倒を避けるため、接種後 30 分程度は体重を預けることのできる背もたれのあるソファに座るなどして様子を見るようにしてください。

稀に報告される重い副反応としては、アナフィラキシー様症状(ショック症状、じんましん、呼吸困難など)、ギラン・バレー症候群、血小板減少性紫斑病(紫斑、鼻出血、口腔粘膜の出血等)、急性散在性脳脊髄炎(ADEM)等が報告されています。

### 3 予防接種による健康被害救済制度について

予防接種後の副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等)によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、市保健所保健予防課へご相談ください。

### 4 接種に当たっての注意事項

予防接種の実施においては、体調の良い日に行うことが原則です。お子様の健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。

また、以下の場合には予防接種を受けることができません。

- ①明らかに発熱(通常 37.5℃以上をいいます)がある場合
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③受けるべき予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある場合
- ④明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する場合及び免疫抑制をきたす治療を受けている場合
- ⑤その他、医師が不適当な状態と判断した場合

なお、現在、妊娠している方は、接種することに注意が必要な方ですので、かかりつけ医とよくご相談ください。

久留米市保健所 保健予防課 TEL:0942-30-9730 FAX:0942-30-9833  
〒830-0022 久留米市城南町 15-5 久留米商工会館4階